

福岡県内送客促進のための旅行商品造成・催行支援事業費補助金実施要領

福岡県内送客促進のための旅行商品造成・催行支援事業費補助金については、「福岡県内送客促進のための旅行商品造成・催行支援事業費補助金交付要綱（令和8年4月1日施行）（以下「交付要綱」という。）」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 観光施設・観光素材

（1）要件

交付要綱第4条第2項第1号に定める「別表に掲げる観光エリア内の、福岡県が別に定める観光施設又は観光素材」（以下、「別表」という。）とは、次の各号の全てを満たす観光施設又は素材とする。

- ①「観光施設」とは、旅行者が、見物、鑑賞、温泉・保養、スポーツ、買物、食事、見学、体験等の観光目的の中で利用する施設全般及び場所をいう。
- ②「観光素材」とは、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源であるものをいう。
- ③風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に規定する業種等、風俗営業又はギャンブルに係る施設に該当しないこと。
- ④観光施設又は観光素材の管理が適正に実施されており、安全に利用できること。

（2）観光施設・観光素材の追加手続

別表に記載のない新たな観光施設又は観光素材の追加を求める事業者は、交付要綱第6条に定める補助金の申請の1週間前までに、別添参考様式をもとに、追加したい施設・素材を、理由を添えて知事に提出するものとする。なお、追加手続が可能な者は、交付要綱第3条に定める補助金の交付対象者とする。

（3）承認及び周知

知事は（2）の規定による提出があった場合において、その承認について、相当と認めるときは、その旨、申請者に通知するとともに福岡県ホームページに掲載している「福岡県が別に定める観光施設又は観光素材」に追記し、周知するものとする。

（4）別表の更新

知事は別表について、必要に応じ随時見直しを行うものとする。更新した場合は、福岡県ホームページに掲載している「福岡県が別に定める観光施設又は観光素材」に追記し、周知するものとする。

2 案内書面・ホームページ

（1）要件

交付要綱第4条第3項に定めるパンフレット等案内書面及びホームページとは、県が提供する「よかバス」のロゴマーク等を使用し、「よかバス」であることを明記したものとする。また、ホームページには、本補助金を適用予定であることを明記したものとする。

3 座席数限定の高品質商品

(1) 要件

交付要綱第4条第4項に定める「座席数限定の高品質商品」とは、次の各号の全てを満たす旅行商品を対象とする。

- ①座席数を限定した旅行商品（交付要綱第2条第1項に定める貸切バス（一個の契約により道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の2で定める乗車定員11名以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般貸切旅客自動車運送事業）を利用した旅行商品であること。）
- ②販売価格が日本人向けの場合10万円、外国人向けの場合20万円以上であること。

4 催行保証を付した旅行商品

(1) 要件

交付要綱第5条第1項に定める「催行保証を付した旅行商品」とは、次の各号の全てを満たす旅行商品であり、かつ、(2)に該当するものを対象とする。

- ①催行保証を付した日帰りの旅行商品であること。
- ②1か月以上募集し、可能な限り出発日の直前まで募集を行うもの。
- ③パンフレット等案内書面又はホームページにて、催行確定と表示し募集を行うもの。

(2) 知事が指定するもの

交付要綱第5条第1項に定める「知事が指定するもの」とは、県の施策の推進に寄与すると認められる旅行商品をいい、その判断については、別途県と協議の上定めるものとする。県の施策の推進に寄与すると認められる旅行商品の例としては、以下を想定している。

- ①インバウンド向け旅行商品
- ②食に関連する観光資源や伝統工芸品産地を巡る旅行商品
- ③スポーツイベントに関連する旅行商品
- ④ワンヘルスに関連する旅行商品
- ⑤祭りに関連する旅行商品
- ⑥ラッピングバスを利用した旅行商品

(3) 申請

催行保証を付した旅行商品への補助金交付を求める事業者は、別途県が通知する期日までに、別添参考様式をもとに、(1)及び(2)を満たす旨を知事に提出するものとする。

(4) 承認

知事は(3)の規定による申請があった場合において、その承認について、適当と認めるときは、その旨、申請者に通知する。

5 補助事業の内容の変更

(1) 変更の対象となる要件

交付要綱第8条第1項に定める「補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）」とは、具体的に以下のいずれかを指す。

- ①行程に含まれる別表の観光施設又は観光素材を変更するもの。
- ②旅行商品の中止等により、交付決定額を70%以上減額するもの。
- ③旅行商品の追加造成等により、交付決定額を増額するもの。

(2) 軽微な変更

ただし、交付決定額の70%未満の減額は「軽微な変更」とみなし、様式第3号による知事の承認を不要とする。

(3) 申請

補助事業の内容を変更する事業者は、(1)に該当する旅行商品の催行日まで、様式第3号を知事に提出するものとする。

(4) 承認

知事は(3)の規定による申請があった場合において、その承認について、適当と認められるときは、その旨、申請者に通知する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

(附 則)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。